

# 石 川 県 地域リハビリテーション 連 携 指 針

介護予防の推進

～いきいきと暮らせる石川～

石 川 県

# 指針策定の目的

## 1 背景

(1) 高齢者が要介護状態に陥ったり、状態が悪化することがないようにするためには、

- ア 脳卒中や骨折等による障害発生時においては、急性期リハビリテーション及びその後の回復期リハビリテーション、
- イ 病状安定期にある場合に対しては、維持期リハビリテーションなど

高齢者それぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションが、提供されることが重要です。

(2) 病気や高齢によりトイレや入浴、外出など日常生活動作に障害があっても、いつまでも生きがいと活力をもって、住み慣れた地域・在宅で暮らせる安らぎのある健康・長寿社会づくりが求められています。

## 2 支援体制の整備

石川県では、高齢や障害のある住民が、寝たきりや要介護状態になることを予防する介護予防を図るため、

- ア リハビリテーションが総合的かつ一貫性をもって提供され、
- イ また、身近な市町村で日常生活動作の仕方や趣味活動、社会参加の方法を相談でき、
- ウ さらに、必要に応じ適切な福祉用具を活用し、自立支援（指導）が受けられる体制

を整備する地域リハビリテーション支援体制整備推進事業を進めます。

### 3 連携指針

- (1) 地域リハビリテーション支援体制整備推進事業を円滑かつ効果的に進めるために、県・市町村の役割及び医療機関、社会福祉施設等関係機関との連携の基本的なあり方を示す「石川県地域リハビリテーション連携指針」を策定します。
- (2) なお、この指針は、既に策定されている「石川県老人保健福祉計画」、「石川県保健医療計画」、「いしかわ障害者プラン 2002」、「いしかわ健康づくり 21」の地域リハビリテーションに関して、一体的に推進します。

# 本県における地域リハビリテーション連携指針

## 1 地域リハビリテーションの目指すもの

- ア 高齢や障害のある住民が住み慣れた地域で、そこに住む人々と共に、一生安全にいきいきとした生活が送れるために、
- イ 医療や保健・福祉及び生活に関わるあらゆる人々がリハビリテーションの立場から行う活動を促進します。
- ウ その具体的活動として、日常生活の仕方や趣味活動、社会活動の方法を相談でき、
- エ 身近な市町村で適切な自立支援（指導）が受けられ、
- オ 寝たきりや要介護状態を予防・改善するよう、支援体制の整備を推進します。

このような地域リハビリテーションを目指すためには、市町村と県が連携し、医療機関及び社会福祉施設、介護老人保健施設、居宅サービス事業者や脳卒中リハビリテーション推進協議会などの当事者組織と協力していくことが重要です。

## 2 基本方針

### (1) 地域リハビリテーション支援体制の整備

身近な市町村で相談・指導が受けられるように、支援体制の整備を図ります。(図1)

#### ア 県リハビリテーション支援センター

県リハビリテーション支援センターは、県内の地域リハビリテーションの企画推進と広域支援センターや医療機関からの専門的相談・支援拠点となり、県リハビリテーションセンターを指定します。

#### イ 地域リハビリテーション広域支援センター

地域リハビリテーション広域支援センターは、二次保健福祉医療圏域における市町村、医療機関、社会福祉施設等を対象とした地域リハビリテーションの相談・支援拠点となり、4圏域の県保健福祉センターを指定します。

#### ウ 市町村における地域リハビリテーション相談・支援拠点

市町村は、住民や介護保険における居宅サービス事業者に対する地域リハビリテーションにかかる相談の窓口を設置します。

### (2) 地域リハビリテーション調整者の養成

### (3) 地域リハビリテーションの情報提供システムの整備

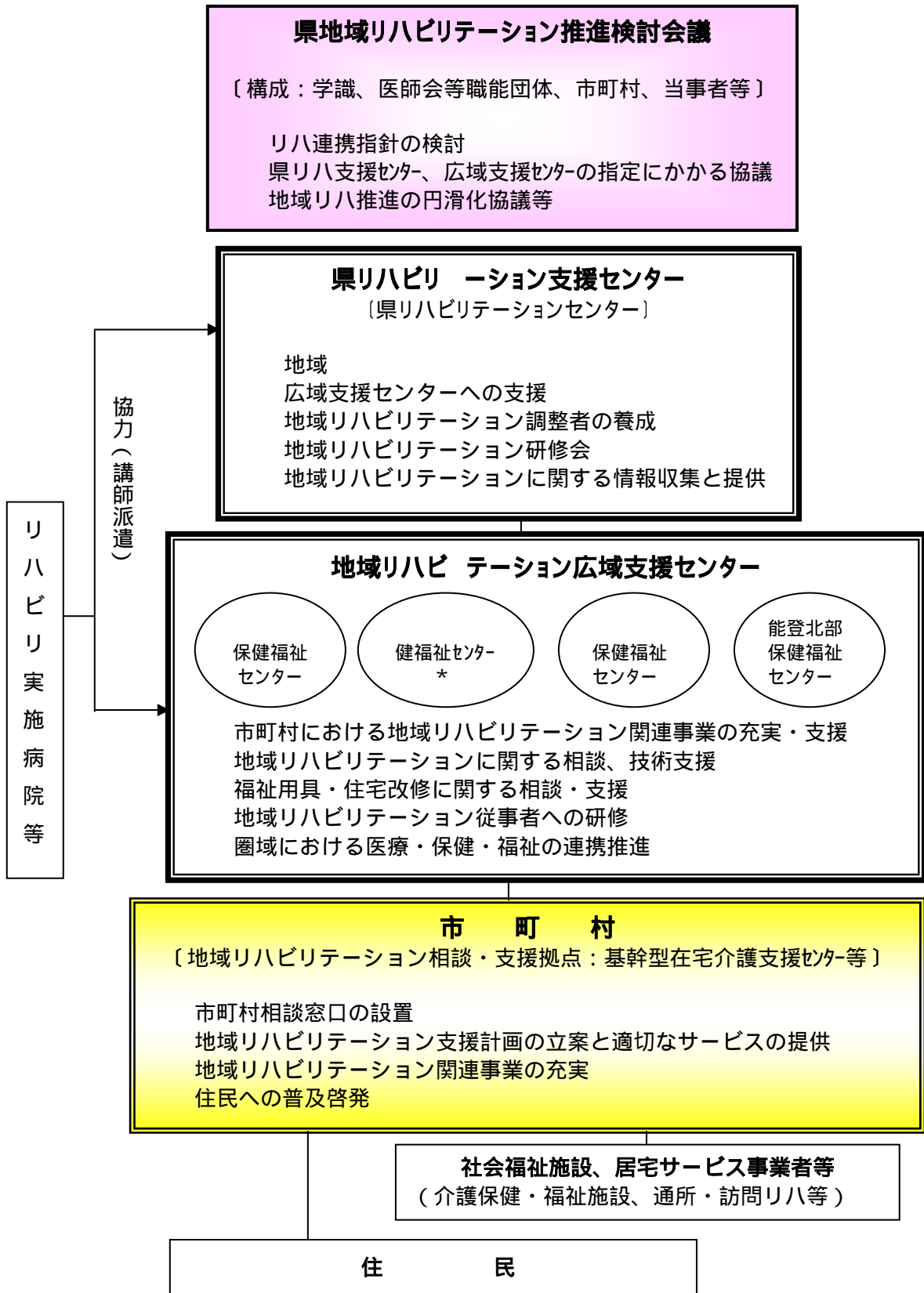
ア 医療機関、社会福祉施設等、市町村の連携強化

イ 地域リハビリテーション社会資源情報の収集と提供

### (4) 地域リハビリテーション従事者への研修

### (5) 地域リハビリテーション関連事業の充実

**図1 石川県地域リハビリテーション支援体制**



\* 石川中央保健福祉センターに身体障害者更生相談所併設

### 3 本指針における地域リハビリテーション支援体制整備推進事業の対象

住民が要介護状態になることを予防する観点から、当面は 40 歳以上の方で、

ア 脳卒中や骨折などの疾患により在宅での日常生活上に障害がある方

イ 加齢により日常生活上の障害がある方

ウ 要介護状態であるが、本人を含め家族やその支援者において日常生活の自立支援方法が知りたい方

を対象とします。

なお、40 歳未満の障害児・者については、平成 15 年 4 月からの市町村支援費制度の導入後の状況を踏まえ、対象者の範囲等指針の見直しを検討します。